

最低敷地面積について	該当 条文	法第53条の2 ※68条の2
最低敷地面積に満たない敷地での建築について		
□ 内 容 最低敷地面積の規定値を満たしていない敷地に建築は可能か、以下のフローチャートよりご確認ください。 ※敷地面積の最低限度が定められた時点（以下基準時という） 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域：平成16年6月24日 上記以外の用途地域（近隣商業地域・商業地域を除く）：平成31年4月1日 ※別途地区計画等で最低敷地面積が定められていることがあります。管轄する街づくり課へご確認ください。		
□ 取 扱 最低敷地面積に満たない敷地について… 最低敷地面積の制限が定められた基準時から敷地の形状を変えていない。 YES ↓ 基準時に下記のいずれかに該当する。 a 既に建築物の敷地として使用されている土地 b 既に土地の権利上分けられていた土地（所有権、借地権等） YES ↓ 基準時に、 a、bのいずれかに該当することを書類等により証明でき、その土地のすべてを使う。 建築可能 NO → NO → 建築不可、敷地を最低敷地面積以上にする必要があります		

証明に必要な書類等は申請先や敷地の状況により異なります。詳しくは申請先にご相談ください。